

令和2年(2020年)4月10日

保護者 各位

八王子市子ども家庭部児童青少年課

緊急事態宣言期間中における学童保育所への登所自粛について

新型コロナウイルス感染者の急増により、7都府県に令和2年(2020年)4月7日新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。

こうした現状を踏まえ学童保育所は、5月2日(土)まで規模を縮小した開所とし、社会・経済活動を維持するための就労などに従事し、やむなく家庭で保育ができない方のみを対象に受入れを行うこととし、改めて緊急事態宣言期間中の利用登録の御連絡をいただいたところです。

本日、東京都の緊急事態措置により、営業等の自粛を要請する職種が示されたので、緊急事態宣言期間中の利用登録の御連絡をいただいた方であっても、仕事が休みになった等で、ご家庭において保育ができる児童については、学童保育所への登所を自粛していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、4月分保育料につきましては、4月1日以降登所されていても、8日(水)から全休の場合、徴収しない旨、既にお知らせしたところですが、この度の東京都の措置を受け、4月15日(水)から全休した場合、徴収しないことに変更いたします。

保護者の皆様には、緊急事態措置の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

4月15日から全休することについては、現時点で手続等の必要はありません。6月1日までに、欠席届を 児童青少年課又は学童保育所へ提出してください。

なお、保育料について、4月分を納付済みの方や4月末日に指定口座から引き落としがあった方は、5月分の保育料に振り替えさせていただきます。

※この通知は、本市の考え方についてお知らせをするため、全ての保護者の皆様に配付しております。

【問い合わせ先】

子ども家庭部 児童青少年課

電話:042-620-7246

FAX:042-627-7776